

第 34 回春日井まつり感謝市・わいわい☆ぱくぱくランド実施要領

1 目 的

市民相互の融和を図る春日井まつりの趣旨に基づき、市内商店及び商業関係団体が、日頃の感謝を込めて市民生活に関連の深い商品を販売し、消費者とのふれあいを深める場とする。

2 開催期間

平成 22 年 10 月 16 日（土）、17 日（日）午前 10 時～午後 4 時

3 会 場

- (1) 感謝市…市庁舎南側広場
- (2) わいわい☆ぱくぱくランド…市庁舎北駐車場

4 出店資格

- (1) 感謝市は、固定した店舗を有し常時営業活動をしている商業者とする。
- (2) わいわい☆ぱくぱくランドは、春日井市商店街連合会加盟団体に所属する店（以下「商連加盟店」という。）とする。
- (3) 春日井まつりショッピング部会が必要と認める商業者。
- (4) 出店者は事前に開催の出店責任者説明会に出席できること。

5 応募方法

- (1) 出店を希望する者（感謝市、わいわい☆ぱくぱくランドともに）は、本実施要領に基づき、別に定める「出店申込書」を春日井まつり実行委員会事務局（春日井市市民生活部市民生活課 以下、「まつり事務局」という。）へ提出すること。
- (2) 出店申込期間は、平成 22 年 7 月 30 日（金）から 8 月 16 日（月）午後 5 時必着までとする。

6 小間及び出店料

- (1) 基本小間は、間口 270cm（1. 5 間）、奥行 360cm（2 間）とする。
- (2) 間仕切り、照明、テーブル（180cm×90cm）1 本及び出店者名板は春日井まつり実行委員会が用意する。
- (3) 上記以外の物品は、出店者側で用意することとする。

- (4) 原則として1店舗に対し基本小間（1小間）とするが、状況に応じ最大2小間まで出店可能とする。

※応募者多数により、予定小間数を超えた場合は抽選を行う場合がある。

- (5) 出店小間料は、1小間20,000円とする。

※ただし、一度納付された小間料は、原則、返還しない。

- (6) 別途コンセントが必要な場合は、1個につき2,000円で申し込む。

※なお、1器具につき1コンセントとし、電圧は100V（2kwまで）とする。

- (7) 移動販売車及びコンテナの出店小間料は別に定める。

※「移動販売車等の出店について」を参照のこと。

7 負担金

[感謝市]

- (1) 出店者は、小間料とは別に、1小間につき、50円の金券200枚分の10,000円を負担することとする。
- (2) まつり事務局は、出店者へ事前に金券（10,000円分）を配布する。
- (3) 金券は感謝市会場に限定して利用可能で、出店者が商品購入者に配布する。
- (4) 感謝市会場の各店で使用（回収）された金券は10月21日（木）から11月30日（火）まで、まつり事務局で換金する。

[わいわい☆ぱくぱくランド]

出店者は、小間料とは別に、集客イベントを実施するため、10,000円を負担することとする。

8 経費の負担

出店小間料始め出品物の輸送、搬入出、小間の特別装飾に要する一切の経費は、出店者の負担とする。

9 小間割

出店場所の小間割は、出店品目などを参考に、春日井まつり実行委員会が決定する。

10 出店者の決定

春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て決定する。

11 出品物の搬入出

- (1) 搬入日 10月16日(土)、17日(日)両日とも、午前9時までとする。
10月15日(金)、午後5時から午後7時までは機材搬入のみ可(食材は不可)
ただし、搬入品については出店者の責任において管理すること。
- (2) 搬出日 10月16日(土)、17日(日)両日とも、午後4時半からとする。

12 出品物等注意事項

- (1) 出品物は出店者が日常扱っている商品とし、通常の販売価格より安価に提供すること。ただし、商連加盟団体が出店する場合はこの限りでない。
- (2) 販売商品については、春日井まつり実行委員会へ届け出の上、許可を得た物に限定する。
- (3) 販売可能品目及び販売不可品目は、別紙「春日井まつり 感謝市・わいわい☆ぱくぱくランドにおける販売可能品目及び販売不可品目一覧」のとおりとする。
- (4) 品目は、1小間2品目までとする。なお、許可証は露店の見やすい場所に必ず掲示すること。
- (5) まつり当日の従事者は、「従事者証」を必ず着用し、部外者の進入を排除すること。
- (6) 調理をする出店者は、必ずシート等を敷き、汚れを防止すること。
- (7) クジ、ゲーム等による販売行わないこと。
- (8) 出店者のゴミは全て持ち帰ること。
- (9) 食品を調理する出店者は、消毒用アルコール等を各自用意し、手指を清潔に保つこと。
- (10) 食品を入れるトレー等については、エコ容器(非木材容器など)できるだけ紙トレー等可燃のものを使用するよう心がけること。
- (11) 出店届出書、誓約書、食品(露店)営業許可の写しなど、春日井まつり実行委員会への提出物は定められた期限を厳守すること。

13 出店者による監視

- (1) 感謝市、わいわい☆ぱくぱくランドが適正に運営されているか監視するエチケット委員を出店者の中から選任する。
- (2) エチケット委員は別に定める項目を出店者が満たしているかチェックする。
- (3) エチケット委員から注意を受けた出店者は直ちに改善すること。エチケット委員の指示に従わない出店者は、その場で出店を取り消す場合がある。

14 問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44

春日井まつり実行委員会事務局（春日井市市民生活部市民生活課）

電話(0568)85-6616 FAX(0568)85-5522

E-mail seikatsu@city.kasugai.lg.jp